

令和 8 年度

第 3 次磐田市総合計画図書等制作業務委託に係る

プロポーザル実施要領

令和 8 年（2026 年）年 8 月

磐田市企画部政策推進課

1	目的	1
2	内容	1
3	選定スケジュール	1
4	参加資格	1
5	参加意思確認	2
6	質問書の提出及び回答	2
7	辞退届の提出	2
8	企画提案書等の提出	3
9	評価の実施方法	4
10	契約	4
11	その他事項	4
12	問い合わせ先	4

1 目的

本市では、第2次磐田市総合計画後期基本計画の計画期間が令和8年度末で満了することに伴い、今後のまちづくりを計画的に進めていくため、令和9年度から令和16年度までの計画期間である第3次磐田市総合計画を策定している。

本業務では、本市が作成した原稿（文章、写真、図等）を基に、デザインやレイアウトの工夫、図表加工、イラスト制作等を行い、思わず手にとりたくなる魅力的で分かりやすい計画図書等を制作することで、以下の達成を図ることを目的とする。

◇方向性の共有：幅広い市民に対し、「羅針盤」となる本計画により、将来に向けた本市の「共創」によるまちづくりの方向性を共有する。

◇まちづくりの推進：共有を通じて、市民と行政の「共創」によるまちづくりへとつなげる。

2 内容

- (1) 業務名：令和8年度第3次磐田市総合計画図書等制作業務委託
- (2) 業務内容：別添仕様書のとおり
- (3) 選定方法：公募型簡易プロポーザル方式 ※優先交渉権者を選定する
- (4) 履行期間：契約締結日から令和9年（2027年）3月19日まで
- (5) 提案上限額：3,443,000円（消費税及び地方消費税を含む）

3 選定スケジュール

期限等	項目	備考
令和8年8月21日（金）	募集開始・質問受付	市ホームページ
令和8年9月3日（木）17時00分まで	参加表明書提出期限	電子メール
令和8年9月3日（木）17時00分まで	質問書提出期限	電子メール
令和8年9月9日（水）予定	質問回答期限	電子メール
令和8年9月29日（火）17時00分まで	辞退届提出期限	電子メール
令和8年9月29日（火）17時00分まで	企画提案書等提出期限	電子メール
令和8年9月30日（水）～10月2日（金）	プレゼンテーション （書類審査）	
令和8年10月5日（月）予定	結果の通知	電子メール
10月中旬頃予定	契約の締結	

4 参加資格

以下の条件を全て満たすこと。

また、参加資格確認後において、資格要件を満たさなくなった場合は、参加資格及び契約交渉権を取り消す場合がある。

- (1) 磐田市物品製造等入札参加資格者名簿に登録されていること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定により、本市における一般競争入札の参加を制限されていないこと。
- (3) 磐田市物品製造等に係る入札参加停止等措置要綱（平成22年磐田市告示第55号）に基づく入札参加停止を受けている期間ではないこと。

- (4) 磐田市発注公共工事等に係る暴力団排除措置要綱（平成 25 年磐田市告示第 72 号）に基づく入札排除措置を受けている期間中でないこと。
- (5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

5 参加意思確認

参加資格の要件を満たし、業務への参加を希望する者は、参加表明書（様式 1）を提出すること。

- (1) 期 限：令和 8 年 9 月 3 日（木）17 時 00 分まで（必着）
- (2) 提出方法：電子メールにより電子データを送付することとする。

提出するデータのファイル形式は、原則として PDF 形式とすること。

提出先：kikaku@city.iwata.lg.jp

表題：【第 3 次磐田市総合計画図書等制作業務委託参加表明書（事業者名）】

6 質問及び回答

- (1) 本業務に関し質問がある場合は、質問書（様式 2）を提出すること。

- ① 期 限：令和 8 年 9 月 3 日（木）17 時 00 分まで（必着）
- ② 提出方法：電子メールにより電子データを送付することとする。

提出するデータのファイル形式は、原則として PDF 形式とすること。

提出先：kikaku@city.iwata.lg.jp

表題：【第 3 次磐田市総合計画図書等制作業務委託質問書（事業者名）】

- (2) 質問に対する回答は、次のとおり行うものとする。

- ① 回 答 日：令和 8 年 9 月 9 日（水）
- ② 回答方法：質問に対する回答は、参加意思表明書を提出し、受理された全ての事業者に対し、原則として電子メールにて回答する。
- ③ そ の 他：同趣旨の質問が複数あった場合は、まとめて回答する。

質問者の名称等については公表しない。

評価に対する質問については回答しない。

7 辞退届の提出

参加表明後に、本業務への参加を辞退する場合は、参加辞退届（様式 3）を提出すること。

- (1) 期 限：令和 8 年 9 月 29 日（火）17 時 00 分まで（必着）
- (2) 提出方法：電子メールにより電子データを送付することとする。

提出するデータのファイル形式は、原則として PDF 形式とすること。

提出先：kikaku@city.iwata.lg.jp

表題：【第 3 次磐田市総合計画図書等制作業務委託辞退届（事業者名）】

8 企画提案書等の提出

(1) 企画提案書等については、以下の内容で提出すること。

① 企画提案書

企画提案書の構成は以下のとおり。

ア 会社概要について

イ 本業務に対する基本的な考え方について

ウ 編集・デザイン方針について

エ 業務の実施体制について（本業務を行うための組織、担当者の経歴・実績、人数等）

オ 類似の業務実績について（令和3年度以降に実施した業務に限る）

カ 業務スケジュールについて

キ デザインイメージについて

I 表紙（A4版・1ページ）

※従来の行政冊子の枠にとらわれない、先進的かつ親しみやすいビジュアル（タイポグラフィ、イラスト、写真等の組み合わせ）の方向性を提示すること。

II 総合計画本編（A4版・4ページ）

※第3次磐田市総合計画（案）における以下の項目とする。

・18～19 ページ「前期基本計画の体系図」（A4 2ページ 見開き）

・22～23 ページ「基本政策1 元気な農林水産業の育成」（A4 2ページ 見開き）

※イメージに合ったイラストや写真の使用、タイポグラフィ、レイアウトの工夫などにより、読みやすく親しみやすいデザインとすること。

III 総合計画概要版（A4版・4ページ以内）

・「ストーリー性のある導入ページ」のレイアウト案（A4 4ページ以内）

※業務目的の実現に向け、市民が読みたくなる概要版の導入ページをデザインすること。デザイン案は、完全な完成版である必要はないが、クリエイティブの方向性や、担当デザイナーの表現力が明確に伝わるレベルで作成すること。

ク その他、仕様書に記載されていること以外で、本業務を行うための独自性や特徴、自社の強み等について提案があれば記載すること。

② 見積書

見積書の様式は任意とする。見積書には「令和8年度第3次磐田市総合計画図書等制作業務委託」を必ず表記するとともに、積算根拠が明確な内訳を記載し、消費税及び地方消費税を含む総額を記載すること。

(2) 提出期限等

ア 期 限：令和8年9月29日（火）17時00分まで（必着）

イ 提出方法：電子メールにより電子データを送付することとする。

提出するデータのファイル形式は、原則としてPDF形式とすること。

提出先：kikaku@city.iwata.lg.jp

表題：【第3次磐田市総合計画図書等制作業務委託企画提案書等（事業者名）】

9 評価の実施方法

(1) 企画提案書審査

別添「審査評価票」をもとに、企画提案書の書類審査により評価を行い、本業務の遂行に最も適し、かつ優れていると認められる者を優先交渉権者とする。ただし、総合得点の 60%を最低基準点とし、最低基準点に達しない場合は、優先交渉権者を決定しない。

なお、評価経過及び結果等に関する問い合わせには、一切応じないこととする。

(2) 選定結果通知

選定結果は、令和 8 年 10 月 5 日（月）までに電子メールで通知することを予定している。

10 契約

優先交渉権者は、市と仕様並びに価格等協議・調整のうえ、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号による随意契約を締結する。ただし、優先交渉権者と協議・調整が調わない場合、次点交渉権者と協議を行うものとする。

11 その他事項

- (1) 提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、すべて提出者が負うものとする。
- (2) 提出後の提出書類の変更、差替え又は再提出は認めない。
- (3) 提出書類の著作権は、それぞれの応募者に帰属するものとするが、市は優先交渉権者の提出書類を協議の上、使用できるものとする。
- (4) 提出書類は、理由の如何を問わず返却しない。
- (5) データ送信等の遅れによってプロポーザルに参加できない場合、市はその責を負わない。
- (6) 本業務へ参加するために要した一切の費用は、参加者が負担する。
- (7) 参加表明者が 1 者であっても、企画提案の評価を実施し、基準を満たしていると判断した場合に、優先交渉権者とする。
- (8) 次のいずれかの事項に該当する場合は、失格又は無効とする。
 - ア 提出期限を過ぎてデータが提出された場合
 - イ 提出されたデータの内容に虚偽があった場合
 - ウ 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
 - エ 実施要領に違反すると認められる場合
 - オ 審査の公平さに影響を与える行為があったと認められる場合
 - カ その他、市があらかじめ指示した事項に違反又は従わなかった場合
- (9) 提出された企画提案書は、磐田市情報公開条例（平成 17 年条例第 25 号）に基づく情報公開請求の対象となる。

12 問い合わせ先

〒438-8650 静岡県磐田市国府台 3 番地 1

磐田市企画部政策推進課 総合戦略グループ 担当：吉田

電 話：0538-37-4805 F A X：0538-36-8954 E-Mail：kikaku@city.iwata.lg.jp